

●香川県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年10月2日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 193号
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                           |
|--|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 高松市塩江町安原下第2号<br>1736番1地先から<br>高松市塩江町安原下第2号<br>1736番1地先まで | 10.9~11.1       | 22            | 平成25年香川県告示第484号<br>で変更した区域の一部 |
| 高松市塩江町安原下第2号<br>1727番1地先から<br>高松市塩江町安原下第2号<br>1727番1地先まで | 11.6~14.6       | 25            |                               |

- 4 供用開始の期日 平成27年10月2日